

令和5年

南アルプス市議会第3回定例会

(9月)

議 案

令和5年南アルプス市議会第3回定例会（9月）案件一覧

番 号	案 件	担 当 部 課	頁
承認第 8 号	南アルプス市立保育所条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて	保 健 福 祉 部 課 子 育 て 支 援 課	5
議案第 49 号	南アルプス市部活動地域移行推進協議会条例の制定について	教 育 委 員 会 課 生 涯 学 習 課	9
議案第 50 号	南アルプス市職員給与条例の一部改正について	総 人 務 部 課 人 事 課	12
議案第 51 号	南アルプス市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部改正について	産 業 観 光 部 課 商 工 振 興 課	14
議案第 52 号	令和5年度南アルプス市一般会計補正予算（第5号）の補正予算は別冊	総 合 政 策 部 課 財 政 課	-
議案第 53 号 ～ 議案第 58 号	令和5年度南アルプス市一般会計補正予算（第6号）他5会計の補正予算は別冊	総 合 政 策 部 課 財 政 課	-
議案第 59 号	財産の取得（情報系仮想基盤サーバ機器）について	総 管 務 部 課 財 政 課	19
議案第 60 号	市道路線の認定について	建 設 部 課 管 理 住 宅 課	20
議案第 61 号	市道路線の変更について	建 設 部 課 管 理 住 宅 課	21
議案第 62 号	令和4年度南アルプス市水道事業会計利益剰余金の処分について	上 下 水 道 局 課 経 理 課	22
同意案第 9 号	農業委員会委員の任命について	総 務 部 課 総 務 課	23
認定第 1 号	令和4年度南アルプス市一般会計歳入歳出決算の認定について	会 計 課	25
認定第 2 号	令和4年度南アルプス市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	会 計 課	26

令和5年南アルプス市議会第3回定例会（9月）案件一覧

番 号	案 件	担 当 部 課	頁
認定第 3 号	令和4年度南アルプス市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	会 計 課	27
認定第 4 号	令和4年度南アルプス市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	会 計 課	28
認定第 5 号	令和4年度南アルプス市居宅介護予防支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について	会 計 課	29
認定第 6 号	令和4年度南アルプス市芦安農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	会 計 課	30
認定第 7 号	令和4年度南アルプス市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について	会 計 課	31
認定第 8 号	令和4年度南アルプス市山梨県北岳山荘管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	会 計 課	32
認定第 9 号	令和4年度南アルプス市芦安恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について	会 計 課	33
認定第 10 号	令和4年度南アルプス市中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について	会 計 課	34
認定第 11 号	令和4年度南アルプス市高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について	会 計 課	35
認定第 12 号	令和4年度南アルプス市城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について	会 計 課	36
認定第 13 号	令和4年度南アルプス市雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について	会 計 課	37
認定第 14 号	令和4年度南アルプス市土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	会 計 課	38
認定第 15 号	令和4年度南アルプス市水道事業会計決算の認定について	上 下 水 道 局 課	39

令和5年南アルプス市議会第3回定例会（9月）案件一覧

番 号	案 件	担 当 部 課	頁
認定第 16号	令和4年度南アルプス市下水道事業会計決算の認定について	上 下 水 道 局 経 理 課	40
認定第 17号	令和4年度南アルプス市自動車運送事業会計決算の認定について	上 下 水 道 局 経 理 課	41
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市 民 部 市民活動支援課	42
諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市 民 部 市民活動支援課	44
諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について	市 民 部 市民活動支援課	46
諮問第 4号	人権擁護委員候補者の推薦について	市 民 部 市民活動支援課	48
諮問第 5号	人権擁護委員候補者の推薦について	市 民 部 市民活動支援課	50
諮問第 6号	人権擁護委員候補者の推薦について	市 民 部 市民活動支援課	52
諮問第 7号	人権擁護委員候補者の推薦について	市 民 部 市民活動支援課	54
諮問第 8号	人権擁護委員候補者の推薦について	市 民 部 市民活動支援課	56

承認第 8 号

南アルプス市立保育所条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

緊急執行を要したため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

専決処分理由

南アルプス市立若草保育所の移転に伴い、緊急に本条例を改正する必要性が生じたため、令和 5 年 7 月 24 日専決処分したものである。

専 決 処 分 書

南アルプス市立保育所条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月24日

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市立保育所条例の一部を改正する条例

南アルプス市立保育所条例（平成15年南アルプス市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

南アルプス市立若草保育所	南アルプス市藤田35番地
--------------	--------------

」を「

南アルプス市立若草保育所	南アルプス市寺部598番地1
--------------	----------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年8月7日から施行する。

○南アルプス市立保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び位置) 第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
南アルプス市立八田保育所	南アルプス市榎原558番地	南アルプス市立八田保育所	南アルプス市榎原558番地
南アルプス市立巨摩保育所	南アルプス市飯野2912番地4	南アルプス市立巨摩保育所	南アルプス市飯野2912番地4
南アルプス市立白根保育所	南アルプス市飯野1番地	南アルプス市立白根保育所	南アルプス市飯野1番地
南アルプス市立百田保育所	南アルプス市百々2328番地	南アルプス市立百田保育所	南アルプス市百々2328番地
南アルプス市立白根東保育所	南アルプス市西野1394番地	南アルプス市立白根東保育所	南アルプス市西野1394番地
南アルプス市立芦安保育所	南アルプス市芦安安通503番地	南アルプス市立芦安保育所	南アルプス市芦安安通503番地
南アルプス市立若草保育所	南アルプス市寺部598番地1	南アルプス市立若草保育所	南アルプス市藤田35番地
南アルプス市立橿形中央保育所	南アルプス市小笠原985番地9	南アルプス市立橿形中央保育所	南アルプス市小笠原985番地9
南アルプス市立橿形西保育所	南アルプス市上市之瀬724番地	南アルプス市立橿形西保育所	南アルプス市上市之瀬724番地
南アルプス市立橿形北保育所	南アルプス市桃園165番地8	南アルプス市立橿形北保育所	南アルプス市桃園165番地8
南アルプス市立豊保育所	南アルプス市吉田804番地	南アルプス市立豊保育所	南アルプス市吉田804番地
南アルプス市立大明保育所	南アルプス市鮎沢1063番地1	南アルプス市立大明保育所	南アルプス市鮎沢1063番地1

南アルプス市立落合保育所	南アルプス市落合1128番地3	南アルプス市立落合保育所	南アルプス市落合1128番地3
南アルプス市立南湖保育所	南アルプス市西南湖738番地	南アルプス市立南湖保育所	南アルプス市西南湖738番地

議案第49号

南アルプス市部活動地域移行推進協議会条例の制定について

南アルプス市部活動地域移行推進協議会条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市部活動地域移行推進協議会条例

(設置)

第1条 南アルプス市立中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動の環境構築と、中学校教職員の負担軽減を図る観点から、休日における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に総合的に取り組むため、南アルプス市部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、休日の部活動の段階的な地域移行に係る次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 休日の部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域部活動（教職員の勤務を要しない日において地域の活動として行われる部活動をいう。）の運営方法等に関すること。
- (3) 生徒、教職員、保護者及び関係団体に対する調査に関すること。
- (4) 教職員の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、休日の部活動の段階的な地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 中学校長の代表者
- (3) 南アルプス市スポーツ協会の代表者
- (4) 南アルプス市文化協会の代表者
- (5) 中学校保護者会の代表者
- (6) 中学校運動部活動顧問の代表者
- (7) 中学校文化部活動顧問の代表者
- (8) 南アルプス市スポーツ推進委員会の代表者

(9) 地域スポーツクラブの代表者

(10) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的事項を検討するため、協議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成し、部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

5 部会長は、部会における検討の経過及びその結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例による最初の会議及び任期満了後における最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

提案理由

南アルプス市立中学校における休日の部活動について、その段階的な地域移行に向けた課題に総合的に取り組むための協議会を設置する必要があることから、本条例を制定したいので、この案を提出するものである。

議案第50号

南アルプス市職員給与条例の一部改正について

南アルプス市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市職員給与条例の一部を改正する条例

南アルプス市職員給与条例（平成15年南アルプス市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第15条の2第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律附則第3条に掲げる規定の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正等に伴い、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例において、「給与」とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第15条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため市に派遣された職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例において、「給与」とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第15条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため市に派遣された職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第51号

南アルプス市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部改正について

南アルプス市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部を改正する条例

南アルプス市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例（平成26年南アルプス市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「

都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない区域（以下「第4種区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
--	-----------	-----------

」を「

都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない区域（以下「第4種区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上
--	----------	-----------

」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附則第2項中「第3種区域にあつては「0.05」と、第2種区域及び第4種区域にあつては「0.1」を「第2種区域にあつては「0.1」と、第3種区域及び第4種区域にあつては「0.05」に、「第3種区域にあつては「0.1」と、第2種区域及び第4種区域にあつては「0.15」を「第2種区域にあつては「0.15」と、第3種区域及び第4種区域にあつては「0.1」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(南アルプス市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止)
- 2 南アルプス市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年南アルプス市条例第15号）は、廃止する。

提案理由

工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項の規定に基づき、本市の条例に定める特定工場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積率を緩和することにより、既存工場の新たな設備投資及び新規企業の参入の促進並びに地域経済牽引事業に基づく施策との整理を図るため、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現行		
(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合) 第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。			(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合) 第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。		
区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の準工業地域に定める区域(以下「第2種区域」という。)	100分の10以上	100分の15以上	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の準工業地域に定める区域(以下「第2種区域」という。)	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域に定める区域(以下「第3種区域」という。)	100分の5以上	100分の10以上	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域に定める区域(以下「第3種区域」という。)	100分の5以上	100分の10以上
都市計画法第8条第1	100分の5以上	100分の10以上	都市計画法第8条第1	100分の10以上	100分の15以上

<p>項第1号の用途地域の定めのない区域(以下「第4種区域」という。)</p>	<p>項第1号の用途地域の定めのない区域(以下「第4種区域」という。)</p>
<p>(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われているときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則(平成10年大蔵</p>	<p>(適用除外)</p> <p><u>第4条</u> 前条の規定は、南アルプス市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成20年南アルプス市条例第15号)の規定の適用を受ける区域には、適用しない。</p> <p>(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われているときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則(平成10年大蔵</p>

省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)(備考)1の二及び三並びに(備考)3の規定による。この場合において、法準則(備考)1の二中「0.2」とあるのは、第2種区域にあつては「0.1」と、第3種区域及び第4種区域にあつては「0.05」と、法準則(備考)1の三中「0.25」とあるのは、第2種区域にあつては「0.15」と、第3種区域及び第4種区域にあつては「0.1」と、法準則(備考)3の一中「0.2」とあるのは、第2種区域にあつては「0.1」と、第3種区域及び第4種区域にあつては「0.05」と、法準則(備考)3の二中「0.25」とあるのは、第2種区域にあつては「0.15」と、第3種区域及び第4種区域にあつては「0.1」と読み替えるものとする。

省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)(備考)1の二及び三並びに(備考)3の規定による。この場合において、法準則(備考)1の二中「0.2」とあるのは、第3種区域にあつては「0.05」と、第2種区域及び第4種区域にあつては「0.1」と、法準則(備考)1の三中「0.25」とあるのは、第3種区域にあつては「0.1」と、第2種区域及び第4種区域にあつては「0.15」と、法準則(備考)3の一中「0.2」とあるのは、第3種区域にあつては「0.05」と、第2種区域及び第4種区域にあつては「0.1」と、法準則(備考)3の二中「0.25」とあるのは、第3種区域にあつては「0.1」と、第2種区域及び第4種区域にあつては「0.15」と読み替えるものとする。

議案第59号

財産の取得（情報系仮想基盤サーバ機器）について

情報系仮想基盤サーバ機器一式の購入として、次のとおり財産を取得するものとする。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

- 1 品 名 情報系仮想基盤サーバ機器
- 2 購入方法 一般競争入札
- 3 購入金額 金39,900,300円
(うち消費税 金3,627,300円)
- 4 購入先 住 所 山梨県甲府市湯田1丁目13番2号
名 称 株式会社 YSK e-c o m
代表者 代表取締役 浅川 順
- 5 納入期限 令和5年12月28日まで

提案理由

この財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成15年南アルプス市条例第55号）第3条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第60号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道路線を次のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金丸 一元

認定路線

(単位：m)

整理番号	路線名	起 点	延長	最小幅員	適 要
		終 点		最大幅員	
1	八田 233 号線	六科字門脇 1353 番 6 地先 ----- 六科字門脇 1368 番地先	73.87	6.00 ----- 11.40	八田 地区
2	八田 234 号線	野牛島字西ノ神 2647 番 1 地先 ----- 野牛島字西ノ神 2629 番 8 地先	68.80	6.00 ----- 10.80	八田 地区
3	百田 142 号線	上八田字小六科 232 番 9 地先 ----- 上八田字小六科 232 番 8 地先	38.52	6.00 ----- 11.50	白根 地区
4	西野 111 号線	西野字南原 2558 番 1 地先 ----- 西野字南原 2564 番 4 地先	58.80	6.10 ----- 10.70	白根 地区
5	西野 112 号線	西野字西原 1999 番 16 地先 ----- 西野字西原 2017 番 4 地先	56.00	4.00 ----- 9.90	白根 地区
6	今諏訪 98 号線	上今諏訪字中河原 850 番 10 地先 ----- 上今諏訪字中河原 850 番 17 地先	90.44	6.00 ----- 12.50	白根 地区
7	下宮地 26 号線	下宮地字三輪西 541 番 1 地先 ----- 下宮地字三輪西 543 番 1 地先	64.69	6.00 ----- 8.70	甲西 地区

提案理由

整理番号1から4及び7は開発行為の寄附に伴い、5は農道から編入し、6は企業誘致推進事業に伴い新たに路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、この案を提出するものである。

議案第 6 1 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

変更路線

（単位：m）

整理番号	路線名	新旧別	起 点	延長	最小幅員	適 要
			終 点		最大幅員	
1	若草 53 号線	旧	鏡中條字新地 4690 番 33 地先	946. 40	3. 00	若草地区
			鏡中條字上河原 4192 番 1 地先		29. 30	
		新	鏡中條字新地 4672 番地先	468. 60	6. 60	
			鏡中條字上河原 4192 番 1 地先		29. 30	
2	若草 2 級 7 号線	旧	寺部字村附 2180 番 7 地先	426. 00	3. 71	若草地区
			寺部字村附 2335 番 9 地先		12. 27	
		新	寺部字村附 2180 番 7 地先	196. 00	3. 71	
			寺部字村附 2199 番 2 地先		6. 69	
3	若草 374 号線	旧	寺部字村附 2406 番 3 地先	878. 10	3. 58	若草地区
			寺部字村附 1776 番 2 地先		12. 23	
		新	寺部字村附 2404 番 1 地先	863. 50	3. 58	
			寺部字村附 1776 番 2 地先		11. 78	

提案理由

整理番号 1 は路線の見直しにより、2 及び 3 は南アルプス市 IC 新産業拠点整備事業に伴い路線を変更したいので、道路法第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、この案を提出するものである。

議案第62号

令和4年度南アルプス市水道事業会計利益剰余金の処分について

令和4年度南アルプス市水道事業会計において生じた未処分利益剰余金については、令和4年度南アルプス市水道事業会計剰余金処分計算書のとおり処分する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものである。

同意案第 9 号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

住 所 南アルプス市在家塚 7 2 6 番地

氏 名 中込 幸彦 （なかごみ ゆきひこ）

生年月日 昭和 22 年 8 月 17 日生

提案理由

農業委員会委員 1 名の辞任に伴い、補充委員として任命したいので、この案を提出するものである。

略 歴 書

氏 名 中込 幸彦 (なかごみ ゆきひこ)

生年月日 昭和 22 年 8 月 17 日生

住 所 南アルプス市在家塚 7 2 6 番地

職 業 農 業

経歴、農業経営等

- ・平成 27 年、富士工器株式会社を退職し、農業に従事する。
- ・作付面積 50a
- ・主な作目 桜桃・桃・すもも

認定第1号

令和4年度南アルプス市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度南アルプス市一般会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第2号

令和4年度南アルプス市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度南アルプス市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第3号

令和4年度南アルプス市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度南アルプス市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第4号

令和4年度南アルプス市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度南アルプス市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第5号

令和4年度南アルプス市居宅介護予防支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度南アルプス市居宅介護予防支援事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第6号

令和4年度南アルプス市芦安農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度南アルプス市芦安農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第7号

令和4年度南アルプス市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度南アルプス市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第8号

令和4年度南アルプス市山梨県北岳山荘管理事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4
年度南アルプス市山梨県北岳山荘管理事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第9号

令和4年度南アルプス市芦安恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度南アルプス市芦安恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第10号

令和4年度南アルプス市中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別
会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4
年度南アルプス市中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決
算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第11号

令和4年度南アルプス市高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別
会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4
年度南アルプス市高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決
算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第12号

令和4年度南アルプス市城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度南アルプス市城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金丸一元

認定第13号

令和4年度南アルプス市雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度南アルプス市雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第14号

令和4年度南アルプス市土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4
年度南アルプス市土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見
をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第15号

令和4年度南アルプス市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度南アルプス市水道事業会計決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第16号

令和4年度南アルプス市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度南アルプス市下水道事業会計決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

認定第17号

令和4年度南アルプス市自動車運送事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度南アルプス市自動車運送事業会計決算を、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

住 所 南アルプス市山寺195番地

氏 名 齊藤 早苗 (さいとう さなえ)

生年月日 昭和25年6月5日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要があるので、この案を提出するものである。

略 歴 書

氏 名 齊藤 早苗 (さいとう さなえ)

生年月日 昭和25年6月5日生

住 所 南アルプス市山寺195番地

職 業 無職

公職歴等

昭和46年 4月	櫛形町役場採用
平成22年 3月	南アルプス市役所中央図書館館長退職
平成24年11月～平成26年10月	山梨県図書館協議会委員
平成28年11月～平成30年10月	山梨県社会教育委員
令和 元年12月～令和 3年12月	山梨県子ども読書活動推進会議委員
平成27年 4月～現在	南アルプス市人権擁護委員

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

住 所 南アルプス市桃園746番地

氏 名 相原 眞樹 (あいはら まさき)

生年月日 昭和27年5月18日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要があるので、この案を提出するものである。

略 歴 書

氏 名 相原 眞樹 (あいはら まさき)

生年月日 昭和27年5月18日生

住 所 南アルプス市桃園746番地

職 業 農業

公職歴等

昭和54年	4月			山梨県立甲府工業高等学校採用
平成25年	3月			山梨県立韮崎工業高等学校校長退職
平成25年	4月～令和	2年	3月	山梨大学非常勤講師
平成26年	4月～令和	2年	9月	山梨県総合評価委員会委員
平成29年	4月～令和	5年	3月	南アルプス市図書館協議会委員
平成30年	4月～現在			南アルプス市人権擁護委員
平成31年	4月～令和	2年	3月	桃園区自治会副会長
令和2年	4月～令和	3年	3月	桃園区自治会長
令和3年	4月～令和	5年	3月	南アルプス市社会教育委員

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

住 所 南アルプス市浅原314番地

氏 名 浅原 としえ (あさはら としえ)

生年月日 昭和24年2月3日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要があるため、この案を提出するものである。

略 歴 書

氏 名 浅原 としえ (あさはら としえ)

生年月日 昭和24年2月3日生

住 所 南アルプス市浅原314番地

職 業 無職

公職歴等

平成26年	4月～平成28年	3月	赤十字奉仕団若草分団長
平成26年	4月～平成28年	6月	国土交通省河川愛護モニター
平成27年	4月～平成31年	3月	南アルプス市国際交流協会理事
平成27年	1月～現在		南アルプス市人権擁護委員

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

住 所 南アルプス市鮎沢1164番地2

氏 名 長田 良子 (おさだ よしこ)

生年月日 昭和29年11月14日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要があるので、この案を提出するものである。

略 歴 書

氏 名 長田 良子 (おさだ よしこ)

生年月日 昭和29年11月14日生

住 所 南アルプス市鮎沢1164番地2

職 業 無職

公職歴等

昭和52年	4月	田富町立田富小学校採用	
平成27年	3月	南アルプス市立櫛形西小学校退職	
平成27年	4月～平成31年	1月	南アルプス市立若草南小学校非常勤講師
			南アルプス市立八田小学校講師
			南アルプス市立櫛形西小学校非常勤講師
			南アルプス市立若草小学校非常勤講師
平成30年	4月～現在	南アルプス市人権擁護委員	

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

住 所 南アルプス市六科1160番地2

氏 名 名取 みち子 (なとり みちこ)

生年月日 昭和33年11月11日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要があるので、この案を提出するものである。

略 歴 書

氏 名 名取 みち子 (なとり みちこ)

生年月日 昭和33年11月11日生

住 所 南アルプス市六科1160番地2

職 業 教諭

公職歴等

昭和56年	4月			白根町立飯野小学校採用
平成31年	3月			南アルプス市立八田小学校退職
平成31年	4月～令和	3年	3月	南アルプス市立小笠原小学校再任用
令和 3年	4月～令和	5年	3月	南アルプス市白根飯野小学校任期更新
令和 5年	4月～現在			南アルプス市白根飯野小学校暫定再任用

諮問第6号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

住 所 南アルプス市有野3004番地4

氏 名 河村 徳仁 (かわむら のりひと)

生年月日 昭和36年12月20日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要があるため、この案を提出するものである。

略 歴 書

氏 名 河村 徳仁 (かわむら のりひと)

生年月日 昭和36年12月20日生

住 所 南アルプス市有野3004番地4

職 業 教諭

公職歴等

昭和61年	4月			楡形町立小笠原小学校採用
令和3年	4月～令和4年	3月		南アルプス市校長会会長
令和3年	4月～現在			有野南自治会理事
令和4年	3月			南アルプス市立白根源小学校校長退職
令和4年	4月～令和5年	3月		南アルプス市立白根百田小学校再任用
令和4年	4月～現在			白根源小学校評議員、学校関係者評価委員
令和4年	4月～現在			白根御勅使中学校区小中一貫協議会委員
令和5年	4月～現在			南アルプス市立大明小学校再任用

諮問第7号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年9月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

住 所 南アルプス市東南湖3238番地

氏 名 加賀美 誠司 (かがみ せいじ)

生年月日 昭和33年8月4日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要があるので、この案を提出するものである。

略 歴 書

氏 名 加賀美 誠司 (かがみ せいじ)

生年月日 昭和33年8月4日生

住 所 南アルプス市東南湖3238番地

職 業 農業

公職歴等

昭和57年	4月	山梨県民信用組合入社
平成20年	4月～平成23年	3月 県立甲府南高等学校PTA監査委員
平成23年	4月～平成25年	3月 自治会 社会福祉協議会委員
平成25年	4月～平成27年	3月 南アルプス市社会教育委員
平成29年	4月～平成31年	3月 南アルプス市甲西中央公民館主事
平成29年	6月～現在	社会福祉法人裕良会評議委員
平成30年	3月	山梨県民信用組合退職
平成31年	3月	株式会社ジー・エフ・アイ入社
令和2年	1月	株式会社ジー・エフ・アイ退職
令和4年	4月～現在	南アルプス市立南湖小学校農業ボランティア

諮問第 8 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

住 所 南アルプス市落合 1 9 0 6 番地 5 0

氏 名 奥脇 智美 (おくわき ちえみ)

生年月日 昭和 3 4 年 1 2 月 4 日生

提案理由

人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要があるため、この案を提出するものである。

略 歴 書

氏 名 奥脇 智美 (おくわき ちえみ)

生年月日 昭和34年12月4日生

住 所 南アルプス市落合1906番地50

職 業 無職

公職歴等

昭和57年	4月	河口湖町立船津小学校採用
令和2年	3月	南アルプス市立落合小学校退職
令和2年	4月～令和5年	3月 南アルプス市立大明小学校再任用